

平成23年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成23年3月18日(金曜日)
午前10時06分 開議

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第18号 美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例制定の件(総務・文教)
- 2 議案第19号 美唄市特別会計条例の一部改正の件(総務・文教)
- 3 議案第20号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 4 議案第21号 美唄市給与条例の一部改正の件(総務・文教)
- 5 議案第22号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件(総務・文教)
- 6 議案第23号 美唄市非常勤職員及び臨時的任用の職員に関する給与条例の一部改正の件(総務・文教)
- 7 議案第24号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件(総務・文教)
- 8 議案第25号 指定管理者の指定の件(美唄市総合体育館)(総務・文教)
- 9 議案第26号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 10 議案第27号 美唄市廃棄物の処理

及び清掃に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)

- 11 議案第28号 美唄市ふれあいセンター条例廃止の件(産業・厚生)
- 12 議案第29号 美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 13 議案第30号 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)
- 14 議案第4号 平成22年度美唄市一般会計補正予算(第7号)(予算審査特別)
- 15 議案第5号 平成22年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)(予算審査特別)
- 16 議案第6号 平成22年度美唄市下水道会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 17 議案第7号 平成22年度美唄市介護保険会計補正予算(第3号)(予算審査特別)
- 18 議案第8号 平成23年度美唄市一般会計予算(予算審査特別)
- 19 議案第9号 平成23年度美唄市民バス会計予算(予算審査特別)
- 20 議案第10号 平成23年度美唄市国民健康保険会計予算(予算審査特別)
- 21 議案第11号 平成23年度美唄市下水道会計予算(予算審査特別)
- 22 議案第12号 平成23年度美唄市介護保険会計予算(予算審査特別)
- 23 議案第13号 平成23年度美唄市介護サービス事業会計予算(予算審査特別)

- 24 議案第 14 号 平成 23 年度美唄市後期高齢者医療会計予算（予算審査特別）
- 25 議案第 15 号 平成 23 年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）
- 26 議案第 16 号 平成 23 年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）
- 27 議案第 17 号 平成 23 年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）
- 第 3 議案第 34 号 平成 22 年度美唄市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 4 議案第 31 号 財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第 5 議案第 32 号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件
- 第 6 議案第 33 号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件
- 第 7 意見書案第 1 号 交通運輸行政の安全の充実を求める意見書
- 第 8 意見書案第 2 号 生活保護行政の改善を求める意見書
- 第 9 意見書案第 3 号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

出席議員（15名）

議長 内馬場 克 康 君
 副議長 谷 村 孝 一 君
 1 番 吉 岡 文 子 君
 2 番 森 川 明 君
 3 番 五 十 嵐 聡 君
 4 番 高 田 正 則 君
 5 番 高 橋 幹 夫 君

6 番 阿 部 義 一 君
 7 番 長谷川 吉 春 君
 8 番 米 田 良 克 君
 9 番 白 木 優 志 君
 10 番 小 関 勝 教 君
 11 番 土 井 敏 興 君
 13 番 紫 藤 政 則 君
 14 番 林 国 夫 君

欠席議員（1名）

12 番 本 郷 幸 治 君

出席説明員

市長職務代理者副市長 板 東 知 文 君
 総務部長 藤 井 英 昭 君
 市民部長 岩 本 良 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務局長 中 川 直 紀 君
 商工交流部長 中 井 英 雄 君
 農政部長 須 田 正 毅 君
 都市整備部長 山 口 隆 慶 君
 市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
 消 防 長 霜 田 公 法 君
 総務部総務課長 大 崎 聡 君
 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 白 戸 仁 康 君
 教 育 長 安 田 昌 彰 君
 教 育 部 長 前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
 選挙管理委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
 農業委員会事務局長 林 忠 男 君

監査委員 扇谷 均 君
監査事務局長 鎌田 覚 君

事務局職員出席者

事務局長 岡嶋 博文 君
次 長 中平 匡司 君

午前10時06分 開議

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 高田正則議員

5番 高橋幹夫議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第18号美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例制定の件ないし順序27、議案第17号平成23年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上27件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第18号ないし議案第25号の以上8件について、小関総務・文教委員長。

小関勝教総務・文教委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第18号美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例制定の件、議案第19号美唄市特別会計条例の一部改正の件、議案第20号美唄市特別職の職員の給

与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第21号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第22号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第23号美唄市非常勤職員及び臨時的任用の職員に関する給与条例の一部改正の件、議案第24号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件、議案第25号指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）の以上8件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第18号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、過疎地域自立促進市町村計画第6条の中で「定めることができる。」とあるが、これは必ずしも義務付けられていないという意味なのか、との質疑に対し、法律の改正により義務付けは外されているが、過疎債を用いる場合については、必ず計画に登載したものであることとなっており、実質的には義務付けは外されているものの、計画を定めなければならないというふうになっている。との答弁。

次に、過疎自立促進特別事業分として、22年度から27年度までの事業が記載されているが、これは一度計画に登載したら、その後の計画の変更や追加、もしくは必要のない事業が出てきた場合には、途中で変更はできるのか、との質疑に対し、昨年議決をいただいて計画に登載しているもののほかに、ソフト事業等の可能なものについては、逐次、追

加してまいりたいと考えており、その際には、再度、議会の議決をいただいた段階で取り組んでいく運びになるかと考えている。

また、計画に登載はしたが、実際には着手できなかった事業が出てきた場合は、計画変更についての変更は要しないということになっているので、計画の中からその事業を削除するといった手続きは要しないこととなっている。との答弁がありました。

次に、議案第20号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

改正内容の一つに給与からの控除（チェックオフ）の適正化とあるが、現状、給与からの控除について何か問題点があるのか、との質疑に対し、地方公務員法第25条第2項の規定のほか、市の条例で定めた項目についても引き去ることができるとなっているが、控除できる項目をより明確にするため、今回、さらに具体的に整理をした形で改正をした。との答弁がありました。

次に、議案第21号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

この給与条例改正の関係で、本市のラスパイレス指数について、現在のように給与の独自削減を継続している場合と独自削減をしない中での、それぞれの全道的な位置付けというのはどうなっているのか、との質疑に対し、ラスパイレス指数について、平成22年4月1日時点では88.7で、全道35市中、下から6番目となっている。また、元に戻った場合の指数については出していないが、90台後半くらいになるというふうに考えている。との答弁がありました。

次に、議案第22号における質疑・答弁の

主なものを申し上げます。

初めに、夜間特殊勤務手当の支給対象者については恵風園・恵祥園で言えば介護福祉士と支援員とあるが、そこに従事している職員は全てそういった資格をもっているのか、との質疑に対し、恵祥園については、介護福祉士及びホームヘルパー2級の資格を有する者ということで求人しており、現在、その資格者に勤務をしていただいている。

また、恵風園については資格の有無についての法的な規制はないが、採用に関しては最低限ホームヘルパーの有資格者ということで、今現在もそのような形で支援業務にあたっていただいている。との答弁。

次に、条例改正後、恵風園・恵祥園に勤務されている方々の勤務体系や給与体系についても具体的に何がどのように変わるのか、との質疑に対し、給与体系については変わりがないが、夜勤業務が入ると夜間特殊勤務手当や宿直業務の関係で手当てに関し若干の変化がある。また、勤務体系については、日直の場合は、これまで22時から23時35分までの1時間35分は時間外、また、23時35分から5時までは宿直業務の中で1時間程度の業務は時間外扱いであったが、この度の改正で16時から翌日の9時までが夜勤業務という扱いになった。との答弁がありました。

次に、議案第24号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

今回の放課後児童施設条例の改正で、1ヶ所が名称変更されるということとあわせて3つの施設を新たに設置するということだが、既存の3つの施設入所者数と、今回新たに設置されるそれぞれの施設の入所希望者という

のはどの程度見通しているのか、との質疑に対し、2月末の既存施設の入所者数は、東地区が定員60名に対し52名、中央小学校区が定員70名に対し47名、南美唄小学校区が定員30名に対し12名となっており、新しく施設を開設する3ヶ所については、昨年10月末に行なった希望調査では峰延小学校区で11名、茶志内小学校区で6名、西美唄小学校区で13名の希望があった。との答弁がありました。

次に、議案第25号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

総合体育館の指定管理の関係で、今まで管理を受けていただいた上で、いろいろな問題点もあったと思うが、どういった問題があって、それに対してどういうふうに解決してきたのか、との質疑に対し、過去3年間の実績における総括的なものとして、施設が20有余年経過していることから、多額の修繕費を指定管理者が負担している状況であり、市としては施設整備の臨時的な更新の必要性があると考えており、それについては市で対応しなければならないと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第19号及び議案第23号の以上2件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第18号ないし議案第20号、議案第22号ないし議案第25号の以上7件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第21号についてはご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま

すようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第26号ないし議案第30号の以上5件について、米田産業・厚生委員長。

米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第26号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第27号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第28号美唄市ふれあいセンター条例廃止の件、議案第29号美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件及び議案第30号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件の以上5件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日、3月16日の2日間、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第28号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、ふれあいセンターの用途廃止ということは、施設を無くするという事だが、社会福祉法人に仕事に移らない部分は具体的にどんなものなのか、それをどのように今後引き継いで仕事をしていくことになるのか。

また、残された団体が継続して入居する条件、今後の施設の運営に心配は無いのか、との質疑に対し、平成12年に介護保険事業がスタートして、デイサービス等の事業が介護サービス事業として社会福祉協議会の方に移行し、その際、介護保険の対象とならない人達を対象に、市が生きがいデイサービスとして、社協の介護保険サービスとは別に実施し

てきた。

市の主体的な事業については、平成16年3月で終了したが、シルバー人材センターや、訪問看護ステーション、老人クラブ連合会などの団体が、高齢者の在宅サービスに寄与するため、これまで入居していただいた。その後、社協のデイサービスが平成20年7月に福祉センターに移転し、市としての事業活用が今後見込まれない事から、入居している団体と、ふれあいセンターを廃止する方向で話し合いをしてきた。今回、ふれあいセンターの用途を廃止し、普通財産として入居してもらうことになったものである。

また、入居に関する条件として、最終的な詰めは議会終了後に行うことになっているが、光熱水費は従来と同じ方法で、訪問看護ステーションについては家賃のみ、老人クラブ連合会については無償の方向で調整をしている。

なお、運営にかかる維持管理費については、使用する面積等を按分して負担をいただく方向で、光熱水費について市の持ち出しはない。消耗品等についてもそれぞれの団体が負担し、施設に係る修繕等については、軽易な修繕はそれぞれの団体が負担、大規模修繕の場合は市と団体とで協議し、その都度決定することにしている。年間の光熱水費、消耗品等は、平成21年度決算で年間45万6千円程度となっている。との答弁。

次に、訪問看護ステーションの実施主体はどこになるのか、との質疑に対し、訪問看護ステーションは、社団法人北海道総合在宅ケア事業団が設置していて、平成5年に設立された団体で、北海道、99市町村、そのほかの団体として、北海道医師会、北海道看護協

会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会の6団体、合わせて106会員の会費等によって運営されている。

美唄市では平成7年に設置され、当初保健センターに設置されていたが、平成9年にふれあいセンターに入居した。との答弁がありました。

次に、議案第29号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

旧措置入所者の利用者負担にかかる軽減措置の内容について、また、軽減措置を当分の間ということにしたのはなぜか、との質疑に対し、軽減措置の内容については、平成12年4月に介護保険制度の導入時に、既に特別養護老人ホーム恵祥園に入所されていた方が、制度の導入により利用料が増加するということになると、支払いが困難になると危惧されることで、引き続き入所していただくために、介護保険制度が導入になっても、入所前の費用の額で済ませるよう、国の方で軽減措置が設けられ、本市においても条例の中で軽減措置し、現在、軽減措置の方は3名入所している。

また、「当分の間」の国の解釈、措置の延長ということで、国の通知の内容では、今現在も軽減措置されて入所されてる方が全国に多数いる中、時限で終わることになるとかなりの負担増となり、入所継続が可能か、支払いが可能かの問題も生じることから、国の方では期限を特に定めない「当分の間」という軽減措置を継続する解釈だと理解している。との答弁がありました。

次に、議案第30号における質疑・答弁の

主なものを申し上げます。

初めに、平成23年度から新たな6期計画がスタートするが、神経内科には一切触れられておらず、経営の改善という部分でも内科の入院の回復、そのための医師の確保というのが最優先の課題であったと思うが、計画に一切盛られず、昨年12月の総合計画議論の中にも出ず、今回出てきた理由は何か、その経過は、との質疑に対し、神経内科の話は、今回採用予定している医者個人の話で、院長を通して話があった。昨年、そのことを受け、いろいろ調整をし、内科の副院長とも協議をした中で、改革プラン、健全化計画での内容では、内科の入院を再開するため、内科の医師の確保に努めていくとうたっており、今回、専門が神経内科で、内科も見ただけの話を含めた中で、神経内科を標榜する方向になった。

当初は、内科の中で神経内科を標榜しないで、神経内科的な患者も診ていただく議論もしたが、診療報酬の関係から、神経内科を標榜しなければ、診察した部分の加算点数等がもらえないという条件があり、経営的な面も含め、標榜するに当たっては、病院の開設許可の変更届を道に提出となるが、その為には条例改正が必要で、道との協議をした中での提案となった経緯である。

内科系のドクターがなかなか確保に至らない状況の中で、院内としてもぜひ確保して診療の充実を図りたい。との答弁。

次に、今後の医療ニーズの把握、地域の民間病院と公立病院とのすみ分けなど、これらを一定整理した上で、改革プランなり病院の経営健全化計画を手直しをし、総合計画に明

確な位置づけをするべきではないのか、また、道の届出の関係のタイムリミットは。との質疑に対し、開設許可の変更届については、4月1日から実施となれば、議会での議決後、直ちにということで、3月中には出さなければならぬ。との答弁。

次に、緊急患者に対する対応、内科の入院体制が今後確保していけるという内容において、初めて病院の健全化ということと結びついた医師の確保ということにつながっているのではないかと、との質疑に対し、今回の医師1名を採用した後、即内科の入院はできない状況にある。ただし、脳疾患の患者が、回復期の治療を受けられる受け皿として、専門の神経内科の医者がいれば、そういう患者の入院も診られるという判断もある。

また、救急外来についても少しは診てほしいということも依頼して、入院も少しは増えていこうと考えており、経営の面でも収益も上がっていく見込みをしている。との答弁。

次に、神経内科にはこういった病気の方がかかり、脳疾患とは具体的にどのような症状なのか、

また、今回新たにリハビリテーション科ができたのは、この神経内科の新設に伴ったものなのか、との質疑に対し、神経内科が扱う主な病気として、脳梗塞、脳出血、てんかん、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど、大脳、小脳、諸神経、筋肉等も含めた神経系、炎症や変形、腫瘍、血管障害などがある。

現在、病気等によってなくしてしまった機能を回復したり、残存している機能を補っていく理学療法科があるが、作業療法士や言語

聴覚士の方々が合わさって、治療や訓練に当たる関係もあることから、幅広くリハビリテーション科と考えている。との答弁。

次に、神経内科とリハビリテーション科については、現在、脊損センターでも同じような治療等を行っており、通っている美唄の患者のほとんどは、砂川などで一度治療し、美唄に戻ってせき損センターに通っている方が多いのではないかという気がするが、市立病院との競合により、患者の増につながっていくのか、との質疑に対し、今回予定しているドクターは、現在、脊損センターの内科担当の先生で、脊損センターの中では神経内科という標榜ではなく、一般内科の中で取り扱われている。そのドクターが来ることによって、現在、担当している患者については、全部かどうかの判断はつかないが、当然来るものだと考えている。

また、そのドクターは砂川市立病院との連携をかなり持っており、週に1度、砂川市立に応援・派遣する形になっている。砂川市立の神経内科に常勤医がいないことから、美唄市立が現在、産婦人科をサテライトで行っているような状況を、砂川市立との連携を強めていく1つの手法でもあり、連携も含めた中で強化をしていかなければならないと考えている。

予定しているドクターとの話の中では、今すぐリハビリテーション科の設置ということではなく、患者の状況を見ながら、今後に向けてという話をいただいているところである。との答弁。

次に、旧美唄労災との関わりの中で、美唄労災側とすれば患者が少なくなる部分で、ど

のような話し合いがなされたのか。

この神経内科を設置することで、一定の患者を受け入れる形にしていかなければ意味がないと思うが、人数的にどの辺まで受けることが可能なのか、診療体制から見て、医療環境として健全化に資する形になっていくのか、あるいはこれ以上の減退することに歯どめをかける見通しは持っているのか、との質疑に対し、市立と労災の院長同士での話し合いが済んでいる中で、ドクター自身が一般内科での診療よりも専門である神経内科を中心にやりたいことを望んでおり、脊損でも話はしたが、それが受け入れてもらえなかったという話で聞いている。

急性期を過ぎた患者の回復期での受け入れは、現在、5階が療養で3階が一般急性期の病棟になっており、これは小児を含めた整形・外科の混合病棟で、53床のベッド数の中で、今30人程度入院があり、空いているベッドは20床弱だが、小児専門の病室も確保しなければならず、20床全部可能については厳しい状況にある。現在、恵祥園から入院される患者も何人かおり、砂川や岩見沢からの回復期で受け入れられる患者は、開設したから即増えるということもなく、一人が診られる範囲は5人から10人と考えている。

バックアップ体制として、ほかの診療科にも影響を及ぼすことがあっては困るため、看護の体制も増やさなければいけないが、23年度については5、6人程度の入院患者で見込んでいる。との答弁がありました。

なお、議案第26号及び議案第27号の以上2件については質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第26号ないし

議案第30号の以上5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第4号ないし議案第17号の以上14件について、小関予算審査特別委員長。

小関勝教予算審査特別委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第4号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第7号）、議案第5号平成22年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）、議案第6号平成22年度美唄市下水道会計補正予算（第1号）、議案第7号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）、議案第8号平成23年度美唄市一般会計予算、議案第9号平成23年度美唄市民バス会計予算、議案第10号平成23年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第11号平成23年度美唄市下水道会計予算、議案第12号平成23年度美唄市介護保険会計予算、議案第13号平成23年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第14号平成23年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第15号平成23年度市立美唄病院事業会計予算、議案第16号平成23年度美唄市水道事業会計予算及び、議案第17号平成23年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上14件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日及び3月11日、3月14日ないし16日の5日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第4号平成22年度美唄市一

般会計補正予算（第7号）に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、最終処分場管理運営事業について、水質悪化の要因が、法面工事を順調にやっていたことでは、との質疑に対し、法面工事に伴いごみを動かしたことが原因かどうかは、はっきりしたことは言えない。8月の雨の量が前年に比べ、6倍程度になったため、それが原因ではないかとも思っている。との答弁。

次に、薬剤費の積算について、この降水量は計画の中でどれぐらいの量を想定し、最終的に計画していたよりも何%くらい多かったと想定しているか、との質疑に対し、前年度の実績の処理水量に基づき積算しており、昨年度の42ミリに対し、本年度は253.5ミリと大幅に増えたことから、薬剤費も増加につながった。との答弁。

次に、農業経営基盤強化資金利子補給金について、平成22年度から利子助成措置がどういう理由で廃止になったのか、との質疑に対し、国と地方が利子助成を行い生産者の負担を軽減する制度だったが、制度が改正になり、貸付金利が利子助成措置後の負担軽減された水準まで引き下げられたため、利子助成措置が廃止になった。との答弁がありました。

次に、議案第6号平成22年度美唄市下水道会計補正予算（第1号）に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、事業費が伴うことになれば、起債の限度額変更と合わせて、歳入歳出予算も手直しをするのが議会に対する提案のあり方ではないか、との質疑に対し、補正予算は、本来的には事業費、事業量が変われば、歳入歳

出予算の部分でも補正をするのが本来のやり方と考えている。個別排水処理施設の整備事業の全体の予算の中での流用により予算を確保しながら行っており、地方債だけの補正となったが、実際には歳入歳出予算についても、わかりやすいように行うべきものだったと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第7号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、訪問リハビリ、通所介護について、増加した件数と、結果として何件になったのか、との質疑に対し、訪問リハビリについては、月平均140件が173件で、月当たり33件の増、通所介護については、月平均1,660件が1,706件で、月当たり46件の増となっている。との答弁。

次に、居宅サービス給付事業について、市内の事業所の数と、事業所による扱い件数の増減の状況について、との質疑に対し、訪問リハビリについては市内の事業所は1カ所で、増加した。通所介護とデイサービスについては市内に3事業所あり、うち2事業所が増加しており、1事業所は前年並みの利用状況になっている。との答弁がありました。

次に、議案第8号平成23年度美唄市一般会計予算に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、市の組織について、効率的な、そして横断的な組織づくりとは、具体的にどういう組織づくりを想定しているのか、との質

疑に対し、効率的、横断的な取り組みについて、今現在考えているのは、グループ制の全庁的な導入。グループ制については、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用するため、平成18年度から一部で試行的に導入をしており、これまでの検証を踏まえ、導入部署とのヒアリングや、全庁的に課長職とのヒアリングを行ってきた。さらに昨年10月に係長職を中心とした庁内組織検討委員会を設置し、精力的に検討していただき、本年2月に、委員会から全庁的に導入すべきとの報告書をいただいた。これらヒアリングや報告書を基に、本年4月から外局の一部を除き、グループ制の導入を検討している。との答弁。

次に、グループ制について、美唄の組織機構からすると、制度化ということになると大改革ということにはならないか、その認識について、との質疑に対し、ある意味、大改革という気はしている。本格的な地方主権改革の時代を迎えており、自立した地域の構築、あるいは地域活性化を進めていくためには、現在、市では職員数が減少していく中、美唄市の組織が、現在の体制のままであれば適切な行政運営を行うことは非常に難しく、仕事の流れについても、課・係制から比べるとかなり柔軟な対応ができ、決裁も簡略化し、効率的で効果的な運用ができるのではと考えている。このグループ制に当たっては、既存の組織を基本とする。との答弁。

次に、専修大学について、振興助成事業650万円の内容について、また、今後、引き続き何らかの関わりを持っていただくように要請に対する反応、見通しを立てて実現に向けようとしているのか、あわせて、市として

具体策というのを持っているのか、との質疑に対し、650万の内訳としては、22年度から開始した自宅通学費支援制度について、22年度の実績を基に150万円。また、中国人留学生の受け入れにかかる助成として、在校される20人の留学生に対する助成として500万円を見込んでいる。

また、施設活用については、本年1月に意見交換会という形で協議の場を設けることができ、その中で改めて短大施設については、引き続き学校法人専修大学で活用をお願いしたが、その後、学校法人からの回答はなく、年度内に第2回目の意見交換会を開催することとしているので、その中で改めて学校法人としての考え方もお聞きしたいと思っている。

また、市としての具体策については、いろんな方策が考えられるものの、現時点では取りまとめていない。今後の協議の中で可能な限り詰めたいと考えている。との答弁。

次に、徴税費について、21年度の滞納率、未納額、差し押さえの件数及び滞納の実態について、との質疑に対し、21年度決算で滞納率は現年度分96.7%、滞納繰越分10.97%、合計85.17%。未納額3億6,101万4,000円。滞納処分については、財産ごとで、不動産については24名、280件、債権額6,575万5,000円、所得税の還付金、道税等の還付金、預金等の差し押さえの件数は137名、156件、401万4,000円となっている。

また、滞納の実態について、急な家族の病気や失業など、納税環境の悪化を理由とするケースが非常に多くなっている。また、家や車のローンが優先して、税金は後回しという

ような納税に対する低い意識の方も多数いる。悪質な滞納者に対しては、税の負担の公平性を考え、毅然として財産調査を実施し、滞納処分を実施している。との答弁。

次に、協働のまちづくりパワーアップセミナー開催事業について、対象者とセミナー後の検証の考え方と、今後、継続して開催していくのか、との質疑に対し、対象者は、行政、市民、町内会、企業、NPO、広く対象者としたい。対象者の人数は50名から100名程度で開催をしたい。

また、この事業を行うことにより、実際に協働のまちづくりを進める上で、支える人材の育成が図られればと考えており、平成23年度から継続的に実施していきたい。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、緊急通報システム整備事業について、利用実態として年間どのような状態で活用されているのか、との質疑に対し、平成20年度は420回、平成21年度は351回、平成22年度は1月現在で308件となっている。との答弁。

次に、生活保護について、現在の保護率と全道における美唄市の位置づけ、また、生活保護の不正受給とその対応について、との質疑に対し、平成18年度は28.1パーミル、19年度は30.3パーミル、20年度が30.6パーミル、21年度が31.7パーミル、22年度は31.6パーミルで、全道では10番目、空知管内では4番目となっている。

また、生活保護の不正受給について、悪質な不正受給は発生していない。との答弁。

次に、職員一人当たりが受け持っている生活保護世帯数について、との質疑に対し、職員一人当たり平均で78件、法定数の80件からみて2件ほど下回っている状況。との答弁。

次に、ごみ処理体系再構築事業について、庁内での検討状況と、岩見沢との関わりを踏まえ、現状の見通しをどのように持っているか、との質疑に対し、現在、岩見沢と美唄と月形が分科会を設置し、今月末から広域について検討を始めることになっている。

また、4月から審議会を4回ほど開催し、中間処理の決定に際しては、専門のアドバイザーを招聘しながら、ごみ減量の推進協議会の中で検討していくことで進めたいと考えている。岩見沢との広域と、それがだめになった場合の2本立てで、今後とも進めていきたいと考えている。との答弁。

次に、フッ化物洗口について、実施に踏み切る場合に行政の負わなければならない責任はかなり重い。今後の見通し含めて、どんなスケジュールなのか、との質疑に対し、有効性と安全性などについて、WHO、厚生労働省、日本歯科医師会などから一致して認めるということを前提に取り組みを進めてきたが、いろんな見解も出ているということで、市としてはそれらを整理したうえで拙速にならないよう、道、関係機関にも十分確認した上で検討したいと考えている。との答弁。

次に、23年度スタートの総合計画には間に合わないが、美唄の地域医療についてどうあるべきか、医師会としてもぜひ組み立てて

みたいと、医師会の先生方は非常に積極的なさまざまな取り組みをされており、それら医師会の取り組みとどのように整合を持って、この医療確立の対策事業を行おうとしているのか、との質疑に対し、医師会の方では、自ら地域に関する委員会を立ち上げ、将来の地域医療、特に10年後の医療体制について検討するという申し出があり、市としても、医師会の取り組みを最大限尊重し、庁内検討を進めることと併せ、各関係団体等で構成している地域医療に関する懇談会等にも、そうした意見や取り組み経過を反映させながら、美唄の地域医療のあり方をどうあるべきか引き続き検討していきたい。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地場産品アンテナショップ運営事業について、国の助成金を除けば道を通じた収支がどうなっているのか、自分でやるとすればどういう一般財源を投入しなければいけないのか、新しい計画のスタートのもとで予算計上されていると思うが、今後、自主的にやっていけるものかどうか、との質疑に対し、アンテナショップについて、現状では23年度まで助成金があり、助成金を除いた収支の積算は事業として行っていない。アンテナショップの売り上げの中で看板を設置するなど、一部の資金を留保し運営しているところである。

また、補助金が切れる24年度以降の運営について、財政的な面で市が関与しない形で、今年度中に自主的な運営が図られる体制を整

えたいと考えており、一般財源の投入は原則考えていない。との答弁。

次に、美唄情報学園について、美唄市が実質的に責任を持って行う心構えだが、経営責任と美唄市の関わりになると限界があるのではないか、学校の必要性についてどんな認識か、完全に北海道と手が切れている認識でいいのか、との質疑に対し、美唄情報学園について、理事長の市長以下、役員の関わり方として、金銭的には会費の形で毎年納めている。従来から市からの貸付金なども考え合わせると、市としての関わり方は相当中心的になっていかざるを得ないと考えている。

北海道の関わりについては、美唄情報学園自体が職業訓練の事業をやっていけるかどうかの許認可について北海道が絡んでいることから、北海道は従来どおり指導監督する部分がある。

運営については、3セクとして美唄市がやっており、北海道はタッチしていないのが事実で、国の方では暫定措置として、コンピュータのリースなど、学園も対象でできるような法律改正を検討するとの話もある。そうすると運営費の3分の1を助成しなければならない形で北海道が絡んでくると考えられる。との答弁。

次に、国営事業について、事業に参加している受益地区が5地区に分かれ、全体で約70%の割合になっているが、これは戸数割合なのか、また、不参加者の理由は何か、との質疑に対し、地区の参加状況については、昨年の4月時点で5地区の分類別戸数で、茶志内地区は対象戸数170戸、参加戸数140戸、開発地区は対象戸数92戸、参加戸数は

65戸、上美唄地区は対象戸数98戸、参加戸数53戸、上美唄東地区は対象戸数29戸、参加戸数29戸、西美唄地区は対象戸数109戸、参加戸数60戸で、全体で対象戸数498戸、参加戸数は347戸となっており、戸数による参加率が約70%となっている。

不参加理由について、平成19年度に国が実施したアンケート調査による理由では、主な不参加の理由として、経済的な問題、高齢化、あるいは後継者不足などが主な理由となっている。との答弁。

次に、地域ICT利活用事業について、新しい自主事業のスタートに当たり、今までの取り組みの総括について、との質疑に対し、農業、食という部分で地域資源を活用したデータベースをつくり、美唄ファンを広げ、その交流を通じて美唄の方に来ていただくきっかけづくりの取り組みをしてきた。ポスレジシステム、ネット販売、地域の情報発信、コラボ事業など、ネットワークを通じて事業を行ってきたが、単なるネット上やシステム上だけでなく、それをつくり上げるために、人と人とのかわり目でネットワークができ、それが新たな地域の活性化の機動力になったことが、大きな成果だと考えている。との答弁。

次に、美唄の基幹産業として、これから生き残っていくとするならば、どうしていけばいいのか、政策の理念と農業ビジョンについて、との質疑に対し、美唄市農業の目指す姿については、市民や消費者の信頼に支えられた産地の形成ということで、具体的には、農業経営の安定化が図られるということをまず1つ目の主眼に置いており、その役割を担っていくのが多様な担い手の方々に、美唄の農

業の主役となり、美唄の農業を展開していくというイメージをしている。農業を振興して行く上では、人を育てる、農業経営の安定化を図る、消費者に信頼されるという部分の大きな柱を持った中でビジョンを整理している。

ビジョンは、5年後を1つの目標年にして、目指す姿に向けて、どういう施策等の取り組みを、どういう形で進めることがいいか、その方向性を示すような内容で今まとめている。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、農商工連携推進助成事業について、3件の見込みはどのような事業開発なのか、この事業は公募するのか、との質疑に対し、農商工連携推進助成事業については、美唄産の農産物を活用して、新しい商品開発のための試験研究から商品化までの取り組みに対して助成する仕組みとなっている。

23年度の3件については、既に国の助成を受けながら実施している団体や、現在取り組みを予定している団体、相談を受けている団体もあることから、道に補助申請している団体を優先に、それ以外の団体については、市の方で事業の実現性などを勘案しながら決定していきたい。との答弁。

次に、市営住宅用途廃止事業について、東明中央団地、東明中央第2団地、日東団地の3団地で移転する人が27戸になるが、この受け入れ先はどうなるのか、また、移転に伴い、入居者の要望を十分聞き入れた形での受け入れ体制に配慮する必要があるのではないかと、との質疑に対し、老朽化が著しく浴室も

ついていない団地について、平成23年度から26年度まで3団地を計画しているが、現在建て替えの予定は無く、移転していただく受け入れ先は、既存の団地の中でできる限り意向に沿うよう検討したい。との答弁。

次に、市営住宅について、今現在、どの程度の空き室があるのか、との質疑に対し、16団地、1,084戸管理しているうち、現在60戸の空き室がある。との答弁。

次に、企業立地等振興対策補助事業について、1,229万3,000円の積算根拠について、また、この事業の助成条件と固定資産税の免除について、との質疑に対し、1,229万3,000円の内訳は、峰延の北海道日油の工場増設に伴う助成で、22年度対象の投資額2億4,585万7,400円の5%を助成する形になっている。

また、この補助の助成条件は、市内全域の工場等の増設、リサイクル等があった場合で、投資額が2,500万以上であること。助成の上限は、3,000万円。固定資産税の減免については、投資分にかかる固定資産税を3年間、100%免除するという制度になっている。との答弁。

次に、公共事業に関連して、予定価格で設定している賃金が、実際働く人に還元されているか、現場からどのように見ているか。との質疑に対し、賃金は、国・道の一定の基準に基づいた労務単価で積算をして発注している。その単価については、労務者に還元されていると思っており、また、還元されなげないものだとも思っている。下請という部分にも、きちんと行き届いてるという感じを持っている。との答弁。

次に、公契約条例について、ぜひ積極的に検討し取り組んでいただきたい。決意表明を聞かせてほしい。との質疑に対し、野田市の公契約条例を見て、労働賃金など労働条件を改善していくということは重要であると考えており、国の法整備の動向なども本当に見きわめた上で、条例制定の必要性について、さらに中身を十分熟知しながら検討したい。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、体育センター管理運営事業について、健全化計画の中では23年度に閉館となっており、その後の利活用について団体と協議を行っていくことになっているが、体育センターの利用実態はどうなっているのか。との質疑に対し、平成21年度ベースで年間8,161名の利用があり、団体についてはバドミントン、バレーボール、バスケットボール、剣道、ミニバレーボール、空手、ゲートボール等々で、その中でも特に剣道とミニバレーボールの利用頻度が高いと承知している。

また、団体との協議については、先月、陳情先の団体の代表の方と、23年度の予算の状況を説明し、団体としてもできる限りの協力をしていきたいとの話もあったことから、アリーナの清掃について協力を依頼したところであり、今後は既存の総合体育館等のプログラムも一部変更するなど、曜日や時間帯、種目等々を勘案して対応していきたい。との答弁。

次に、消防団員について、現在の消防団員の数と充足率、全国・全道と比較した平均年

齢、団員募集のPRの仕方について、との質疑に対し、条例定数285名に対して261名で、92%の充足率となっている。全国の平均年齢は、平成20年の数値で38.3歳となっており、美唄市の平均年齢は、平成22年12月現在で42.7歳となっている。

消防団員の募集については、美唄市消防本部のホームページや各地元の後援会等に依頼し、団員確保に努めている。との答弁。

次に、不登校児童生徒指導対策事業について、本年度の不登校児童生徒数、面会の様子、学習の様子はどのようになっているのか、との質疑に対し、2月末現在の数字として、小学校5名、中学校19名、合計24名となっており、原因として集団不適應、対人関係、無気力、家庭環境等などがあり、その中で教育委員会の中にある適應指導教室チャレンジクラブに通っている子どもたちは現在8名となっている。

具体的には指導員が保護者との相談、子どもの指導に日々当たっている。との答弁。

次に、市の公共施設、体育施設関係を指定管理として業務に携わっているNPO体育協会の指定管理状況について、人件費に関する把握をどのようにされているか。

また、今後、公契約条例について議論されると思うが、これらに関する見解について、との質疑に対し、市が直営から指定管理として出すときは、業務内容により嘱託職員、臨時職員の積算をしており、指定管理費の中でどのように使うかは指定管理者に任されていることから、現在、人件費の詳細については把握していない。

また、公契約条例については、労働者の労

働賃金・労働条件を改善していくことは大変重要なことだと認識しているが、関係法令との整合性の課題もあり、教育委員会のみではなく、市全体を含めて十分協議・検討し、状況の把握にも努めていきたい。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費に対する質疑・答弁について申し上げます。

災害復旧費について、新聞で空知管内で地震マップを作成している市町村が10市町ということで、美唄市は含まれていないということだが、防災計画はつくっているはずだが、地震マップはどのようになっているのか。

また、その必要性について、との質疑に対し、水害等を想定したハザードマップはつくっているが、地震のハザードマップは作成していない。

このたびの、東北地方太平洋沖地震に伴い、日本全体が災害対策について抜本的な見直しが必要だと考えており、国・道、関係機関等含めながら、これまでの災害対策の全面的な見直しをしたいと考えている。との答弁がありました。

第12款公債費ないし第15款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、普通交付税、特別交付税の決算見通しと、23年度予算が22年度と比較して9,200万円増額になった根拠について、との質疑に対し、普通交付税は7号補正後の予算額62億8,132万1,000円に対して、決定額が66億1,300万、交付税

と同様に、臨時財政対策債が予算額6億4,470万に対し、決定額が5億7,758万4,000円で、両方合わせ実質的な交付税は2億6,456万3,000円の増で、予算額よりも多い決算になる見通しとなっている。

また、特別交付税は、予算額約9億1,000万円で、災害対策等で実際の交付に見通しは立っていないが、予算額確保の要望活動を行ってきている。

平成23年度については、財政健全化計画3億0,800万円程度、国勢調査の影響により減少する見通しだったが、平成22年度の交付税が予想よりも伸びていることから、交付税総額については前年度以上を確保できる見通しである。

特に、今回、国は交付税の配分を見直すということで、これまで交付税総額の6%を特別交付税として配分していたが、2年間で特別交付税の率が引き下げられ、平成23年度は1%下げて普通交付税を95%、特別交付税を5%としている。それらの影響を含め、特別交付税については約8,000万程度落ち込む見通しを立て、その分を普通交付税に計上している。との答弁。

次に、今回の東北地方太平洋沖地震は、日本の経済活動そのものが大きく後退、停滞をし、国税にも大きく影響があると考え。特に特別交付税は災害の要素が強く、果たして地方交付税をこのまま執行段階で見通すことが可能なのかと考えるが、どのような認識でいるか、との質疑に対し、これまで経験のない未曾有の大災害地震に見舞われ、日本全体がその対策に追われており、その被害もいま

だ全貌が明らかになってない状況になっている。今回の災害で、大きな経済活動に影響を及ぼし、今後財源不足、税収等に大きく影響が出てくると予想される。

今後の対応については、市長会や国の動向を見きわめ、十分情報収集しながら、しかるべき対応を取っていかなければならないと認識しており、あらゆる事態を想定しながら対応していくよう、万全な体制で取り組んでいきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第10号 平成23年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、国保税の滞納によって差し押さえはあるか、との質疑に対し、公平な負担は原則になっているが、納税ができないという場合は、納税相談に来ていただき、納税計画を立てていただく。たび重なる催告に反応がないような事例については、財産調査という形で預金調査等を実施しながら、預金並びに財産の差し押さえの予告も送りながら対応している。その後、何の反応もない状況がある場合、強制執行で預金の差し押さえ等、滞納処分を執行している。

滞納の実態としては、各税にまたがっていることが多い状況で、差し押さえた預金は各税分ごとに充当しており、国保税も対象になっているケースもある。との答弁。

次に、国保の運営協議会について、国保加入者の形態が変わってきており、国保の加入者の最大公約数の意見を反映をする場が運営協議会だとすれば、そうするのが、至極当然であると思うが、どんな体制で臨もうとしているのか。との質疑に対し、運営協議会の構

成メンバーについて、国保加入者の意見を反映するに当たり、運営協議会の組織そのものの見直しということは従前から話があった。

6月には公益を代表する部分、9月には被保険者代表という部分で改選があるので、この改選時期に向け、どういう形がいいのか検討していきたく考えている。との答弁がありました。

次に、議案第15号平成23年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

市立病院が中心になり、地域医療の視点でコンセンサスづくりに取り組んでいただけないか。との質疑に対し、医師不足の影響により、極めて厳しい医療環境に置かれている状況の中で、今後の地域医療について、市内はもとより市民や医師会を初め、関係団体の意見を踏まえながら、地域において今後求められる必要な医療体制の確立に向けて取り組む中で、美唄の実態にそった中で、どのような地域医療を求めていくかについて、これまでの努力の成果を踏まえながら、さらに突き詰めた議論をし、医師会も含め、地域的に議論を重ねながら考え方を明らかにしていくことを考えている。今年度中に地域医療ビジョンをきちんと見きわめ、市立病院の果たす役割、方向性を市が中心となり、市民に安全・安心な美唄に住んでいただける医療体制をつくっていきたく考えている。これからの地域に求められる地域包括医療のあり方は、全国的にもいろいろな形で検討されているが、少なくとも新しい時代環境、少子高齢化、美唄的な環境も含めた中で、美唄に見合った医療のあり方を検討しながら、実現に向けて、関係

者と一体となり進めていきたい。との答弁がありました。

最後に、総括質疑について申し上げます。

初めに、教育行政を執行するに当たり、教育行政執行方針が毎年出される。そこに考え方の基本が示されており、教育長の思い、教育委員会の思いが示されている。公務員職というのは、憲法の遵守義務があるが、憲法の13条、個人の尊重と、19条、思想及び良心の自由という部分に関し、教育長はどのような理解をされ、美唄市の教育行政、特に学校教育が多いが、教育現場で実践する努力をしているのか、憲法と教育行政についての教育長の見解を承りたい、との質疑に対し、人格の完成を目指して行う教育においては、最高法規である憲法を教育行政を執行する上で、基本に据えるべきものと認識をしている。学校教育は、教師と児童生徒の信頼関係によって成り立ち、また、それを生み出すのは、教師相互の信頼関係であると考えている。このような観点から、学校長を中心に、すべての教職員が一致協力して教育活動が推進できるよう支援するのが教育委員会の役割であると考えている。

また、次代を担う子どもたちにどのような未来を託すことができるのか、それは私たち大人社会の責任であり、子どもたちが健やかで心豊かに育つことができるよう、学校、家庭、地域が連携し、協力しながら取り組んでいくこと。そのことが、保護者や地域の信頼を高めるものと考えている。私としては、美唄の教育は美唄が責任を持って行うことを考えており、学校、家庭、地域と協働して取り組むなど、今後一層地方自治の本旨に沿い、

住民により身近な教育行政機関として教育委員会の役割を果たしながら、主体的に本市の教育行政を推進していきたいと考えている。

との答弁。

次に、子どもたちの視点で物を見る、子どもたちの将来が、本当に自分で物を考え、自分で批判をする、そういった教育につながっていくような実践を、ぜひお願いしたい。改めて憲法を学校に広げていく、教育に広げていく、そういう役割を持っていただきたいが、その点について。との質疑に対し、憲法を教育行政に生かすということは、基本にすえるべきものと考えている。子どもたちにとって教育は、人生前半期の社会保障、生きる上でのセーフティネット、そのようにも考えており、そしてそれを保障するためには、学校の先生方、保護者、地域の方々、行政がしっかりと連携し、地域総がかりで進めていくということが、やはり一番大切なことだと思っている。美唄の子どもたちは美唄が育てる、何よりも、子ども達が生き生きと目を輝かす、そんな美唄の教育を進めたいと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第5号平成22年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第2号)、議案第9号平成23年度美唄市民バス会計予算、議案第11号平成23年度美唄市下水道会計予算、議案第12号平成23年度美唄市介護保険会計予算、議案第13号平成23年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第14号平成23年度後期高齢者医療会計予算、議案第16号平成23年度美唄市水道事業会計予算及び議案第17号平成23年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上8件については、質疑

がありませんでした。

結果といたしまして、議案第4号ないし議案第7号、議案第9号、議案第11号ないし議案第17号の以上12件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第8号及び議案第10号の以上2件については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 これより議案第18号ないし議案第20号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第18号美唄市過疎地域自立促進特別事業基金条例制定の件ないし議案第20号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件**の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第21号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第21号美唄市給与条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

この条例は、平成21年1月に策定された美唄市財政健全化計画においてなされたものであります。私は、平成21年1月に行われた第1回臨時会において、市職員の給与引き下げの条例に反対の立場で討論に参加いたしましたが、当時、美唄市は国による財政健全化法により、早期健全化団体の指定の危機にさらされるという状況にありました。市ではそれを避けるために、平成20年度から27年度までの財政健全化計画を策定したわけです。それは、財政の不足分の41億円を市民負担と市職員の給与の削減によって歳出の削減を図るものとなっています。国による早期健全化団体の指定は避けなければならないことは当然ですが、市職員の給与平均15%の削減は職員の家族の生活設計、将来設計に大きな影響を与えたことは明らかであります。一般職員の削減率は平均15%ですが、1人平均して年間115万円の減収になります。市職員の給与の削減は美唄市全体の低賃金の引き金となり、また、職員の減収による市税の減収だけでも年間1,200万円にもなります。給与が削減されたことによって、

給与水準のラスパイレス指数が88.7%と低くなり、全道35市の中で下から6番目という低さになりました。

市の財政危機の最大の要因は、構造改革の名のもとに、地方を切り捨ててきた国にあることは明らかであります。たび重なる地方交付税の削減や、また、本市の財政危機の大きな要因となっている市立病院の23億円の赤字も病院関係の交付税や診療報酬の削減、医師不足と医療費の値上げによる患者数の減少が病院の赤字の大半を占めています。美唄市健全化計画も2年を経過し、多くの市民と市職員の努力によって軌道に乗ってきています。市職員は削減された人員と高度化された実務の中で体調を崩す職員も少なくありません。これ以上の給与の独自削減は行うべきではないと思います。

以上、申し上げまして討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第21号美唄市給与条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第22号ないし議案第25号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第22号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件ないし議案第25号指定管理者の指定の件(美唄市総合体育館)の以上4件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第26号ないし議案第30号の以上5件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件ないし議案第30号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件の以上5件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第4号ないし議案第7号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第7号)ないし議案第7号平成22年度美唄市介護保険会計補正予算(第3号)の以上4件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第8号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第8号平成23年度美唄市一般会計予算に対しまして、討論に参加いたします。

最初に、私の立場を申し上げますが、私は原案に反対の立場であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

最初に、今月11日午後に発生した東日本大震災は、1万5,000人を超える死者・行方不明者を出す日本の歴史上かつてない大災害となっています。ここに改めて犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表すものであります。また、犠牲者のご家族の皆さん、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。16年前の阪神・淡路大震災のときには6,000人を超える死者・行方不明者だったわけですが、それをはるかに超える大災害であります。マグニチュード9.0という世界でも最大級の地震とそれに伴う大津波により東北地方の太平洋側の海岸のまちは壊滅状態となり、原子力発電所も重大な被害を受け、最悪の事態となっています。政府はもとより、国民全体の救援活動が急がれています。

2011年度の国の予算は、一般会計の総額は9兆2,000億円で過去最大規模となっています。4兆円にとどまった税収に対して、新規国債の発行額は4兆3,000億円と、2年連続で借金が税収を上回りました。

国民の暮らしは厳しさが続いています。50%台の失業率、300万人を超える失業者、中でも1年以上の長期失業者が128万人に膨らみ、雇用改善の見通しは立っていません。こんなときに、平成23年度予算編成で民主党政権が最も勢力を費やしたのは、大企業の減税でした。菅直人首相の指示で財界の要求どおりに、国と地方を合わせた法人税を5%引き下げることになりました。財務省の試算でも2兆円を超える減税となります。大切な財源を金余りの大企業や大株主、軍事費に回す一方で、基礎年金の国庫負担を維持する財源がないとか、年金は削減する、小学校の少人数学級の予算を削り、高齢者医療や介護保険で国民負担を重くする、全くの本末転倒であります。

民主党政権が発表した財政運営戦略で掲げ

られた2020年度の基礎的財政収支の黒字化という目標は、自民党が提起している財政健全化責任法案の目標と同じです。自公政権を含めて、これまでも財政再建策なるものが何回も作成されてきましたが、すべて失敗に終わっています。その原因は財政再建と国民生活の立て直しを対立させ、内需を温めることを後回しにしてきたことの結果であります。民主党政権の財政運営戦略も法人税を減税する一方で、消費税を押し付け社会保障を解約するなど、税と社会保障のゆがみを拡大し、内需を一層冷え込ませようとしています。これは、自公政権と同じ道であり、財政を健全化するどころか一層悪化させるものであります。民主党の自民党化によって、内政でも外交でも自民党と民主党に大きな違いはなくなりました。国民の期待を裏切った民主党政権に対し、国民は失望し、菅直人政権の支持率は最近の世論調査では10%台まで下がっています。こうした政府予算をめぐる厳しい状況の中での本市の一般会計予算であります。桜井市長の不在という状況の中で編成された平成23年度の美唄市一般会計予算であります。編成に当たった関係職員の皆さんはかつてないご苦労があったことと思いますが、改めて敬意を表したいと思います。

平成23年度一般会計予算は、歳入歳出の総額は159億8,501万円で、前年度比で4,903万2,000円の増となっています。歳入では、地方交付税が9,200万円の増の72億0,300万円となっています。

主な歳出で見ますと、美唄市立病院の神経内科医師確保による診療科目の拡充、緊急通

報システム整備事業、救急救命士養成事業、消防車車両整備事業、放課後児童対策事業として3カ所の放課後児童施設の新設、小学校大規模改修などありますが、全体として見るなら、その多くは国の補助、国の補正予算の中での取り組みであります。基幹産業である農業では、農業経営を安定させる施策が不足し、道路・側溝整備の大きな遅れ、商店街の活性化の不十分さなど多くの課題が残されています。平成23年度は第6期総合計画の初年度に当たりますが、市全体として高齢化が進み、1人世帯の家庭も増えている中で、安心して暮らせるまちづくりという面から見れば、市民の不満、要求に十分応え切れていないものであります。

東日本の大地震の損害額は10兆円を超えることが予想され、また、税収も大きく落ち込むことは明らかであります。そのことが地方自治体に対する地方交付税が当初予算どおり交付されるのか不明の点があり、不確定要素を含んだものがありますが、本予算の執行は、結果として国民の切実な願いと大きくかけ離れている菅直人政権の政府予算の枠組みの中のものであり、容認できないものであります。

最後になりますが、今、美唄市民にとって安心して医療が受けられるのかどうかということであります。市立美唄病院経営健全化計画が策定されて1年がたちました。また、今回は、神経内科の医師が配置され、診療科目が増えたとはいえ、内科医師の増員と内科入院病棟の開設は多くの市民の願いであり、1日でも早い改善が必要であります。美唄市立病院が市民が安心して命と健康を託せる中核

としての役割を果たすために一層努力されることを期待し、討論を終わります。

議長内馬場克康君 4番、高田正則議員。

4番高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第8号平成23年度美唄市一般会計予算につきまして、私は委員長報告に賛成の立場で討論に参加いたします。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

金融危機から続く厳しい経済雇用情勢にある中、国の予算や関連法案の審議など国会運営が混沌としており、また、3月11日に発生した観測史上世界最大級の東北地方・太平洋沖地震は、国家的とも言える甚大な被害をもたらし、さらには原発事故も加わるなど、急がれる生活支援対策や救援活動及び災害復旧、災害復興対策、避難誘導安全対策など、まさに我が国戦後最大の試練と言えるものです。日々の報道で被害の大きさが明らかになるにつれ、言葉にならない心痛が国民全体に広がっているものと思います。被災地の皆さまには、心からお見舞い申し上げますとともに1日も早い復興をお祈り申し上げます。

平成23年度は本市の新たな総合計画であるびばい未来交響プランのスタートの年として、財政健全化とともに地域の実情に即して雇用や地域経済活性化に向けた取り組みを進めるため、予算編成においては、抑制基調の中で過疎対策事業債など財源の有効活用を図りながら、主要施策を中心として計画に掲げた事業を最大限に計上するよう、努力・工夫されたものと評価するものであります。結果としまして、厳しい環境の中、一般会計予算総額159億8,501万円が確保されたところであります。

次に、市政執行方針主要施策の柱に従って、いくつか特徴的な事業について申し上げますと、初めに、「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」では、新規事業として美唄産の農作物を活用した新商品、特産品の開発にかかわる試験研究から商品化、販路拡大に伴う取り組みを支援する農商工連携推進助成事業を実施するほか、地域資源を活用した都市と農村との対流事業やICTを活用した地域の魅力発信、地場産品アンテナショップの運営、広域連携による交流の促進、パークゴルフ場の増設、緊急雇用対策事業を活用した観光関連の人材育成などに積極的に取り組まれます。

次に、「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」では、子育て支援については、地域の主体的な活動の場づくりに向け、地域子育て拠点支援事業を実施するほか、放課後児童対策事業においては、地域拡充を図り、学校教育ではグリーン・ルネサンス推進事業など、美唄らしい教育を推進しようとしていますし、一方、まちづくりの理念である平和の希求を具体化するため、平和祈念事業を実施するほか、原爆展を開催することで、改めて平和の尊さを周知されようとしています。

次に、「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」では、国・道と連携し、宮島沼の自然環境保全に取り組むとともに、エコセミナーを開催し、環境問題に関する情報提供や啓発活動を行うほか、道路・橋りょう整備では、西21線、美培線及び拓北・峰樺西7号線の整備に着手するとともに、橋りょう長寿命化修繕計画の策定に着手することとしています。また、住宅改修促進助成事業を継続す

るとともに、地域の景観づくり活動を支援するコミュニティガーデン整備事業を実施するほか、憩いと安らぎの場である公園等施設の長寿命化計画が策定されます。

次に、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」では、子宮頸がん等ワクチン接種事業を実施するほか、市立美唄病院においては、経営健全化計画を推進するとともに、新たに神経内科を開設し、近隣中核病院との医療連携を図ること。また、1人暮らしの高齢者等の住宅に設置している緊急通報システムを更新します。

次に、「安全で安心して住めるまちづくり」では、消防については、消防施設整備や消防車両、消火栓の更新など、消防力の充実・強化を図るほか、救急救命士の養成を行い、雇用対策については道の緊急雇用創出推進補助事業を活用し、求職者の雇用の場の確保に努められます。また、職業訓練法人美唄情報開発学園の学生支援制度に助成するなど、学園の運営を支援します。

次に、「みんなで力を合わせるまちづくり」では、協働のまちづくりセミナーを開催するほか、4月からパスポートの申請や交付等の窓口を開設すること。以上、特徴的なものを挙げました。

大震災というこれまで経験したことのない自然災害により、我が国の社会経済も五里霧中になることが予測され、本市の行財政運営にも大きな影響を及ぼす可能性があります。このようなときこそ、市民が心を1つに力を合わせ、第6期総合計画をベースとして、新たなまちづくりをスタートしなければなりません。何とぞ議員の皆様におかれましては議

案第8号平成23年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

議長内馬場克康君 13番 紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第8号平成23年度美唄市一般会計予算に関しまして、私は賛成の立場で討論に参加をいたします。桜井市政下になりまして、予算に関しまして賛成討論に立つのは初めてでございます。その賛成討論に立った内容につきましては、1つは、予算に対する一定の評価であります。また1つは、今後の予算執行に当たって、ぜひ留意をしていただきたい点、この2つが動機でございました。以下、かいつまんで申し上げたいと思います。

最初に、この一般会計予算案を賛成をした理由でございますが、先ほど来ありますように、非常に厳しい経済状況、さらには美唄市的な状況であるのかかわらず、さらに、市長が不在の予算提案、こういう異常事態であるのかかわらず関係部局の皆さん方一生懸命知恵を絞って、この予算編成作業に従事をされたという、そういうその痕跡が見えるわけです。細かな点を含めて、きめ細かな対応が行われたということをもっと評価をいたしたいと思います。具体的な事業について、私は3点、これは従来では無い取り組みという部分がございますので、その考え方を申し上げたいと思います。

1つは、地域公共交通活性化再生総合事業であります。平成19年、国が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を制定をいたしまして、これに基づいて美唄市も準備を進

めてきたわけでございます。なぜ評価をするかということですが、従来、美唄は民間バス等の運行に関する一部助成、こういう対応は経験はありますけれども、民間の交通事業体、あわせて交通事業体ではありませんけれども、無料の送迎バスを実施していますゆ～りん館やら農協、入浴されるお客さんやお買い物のための無料送迎バス、これらと美唄市が自主的な経営をしております、いわゆる市営バス等のこれらをすべて統合いたしまして、そして、美唄における新しい公共交通、交通体系はいかにあるべきかということを経験をして取りまとめたのが、申し上げましたこの交通活性化協議会が主体となりました計画書でございます。国の補助があるとはいえ、このように美唄市全体を考えた交通体系についての議論は初めてでございます、厚いこの策定書、計画書を見たわけでございますけれども、苦心の跡がうかがえるわけでありまして、具体的に申し上げます、既にこの予算が成立後、平成23年の事業として、一部乗合タクシーの実証運行が盤の沢・我路地区に始まります。それが拡大をして、そして、自宅から病院なり買い物へと非常に市民の利便性が増すわけでありまして、タクシー業界はこのことを契機にビジネスチャンスとして積極的にぜひとらまえていただきたいですし、そして利用する市民の皆さん方も全体で育てようと、こういう気持ちで、これからもぜひ成功していただきたい。そんな意味で、この934万7,000円の予算というのは、やはり特筆すべき内容だろうというふうに評価をしているわけでございます。

2つ目は、情報処理訓練校振興助成事業で

あります。ご案内のとおりHCC、新たな経営でスタートするわけでございますけれども、その中にもあっても生徒さんの募集のために192万5,000円の予算を計上いたしました。通学定期券の半額を助成をする。そして、親元から離れてアパートや下宿で暮らす学生さんに対して、月1万円を助成をする。必死に学生を募集しよう、健全な経営を果たそう、こういう思いが伝わってくる事業であります。

3つ目の評価の事業でございますが、放課後児童対策事業であります。今まで中央、東、南美唄の小学校区で展開をされておりました放課後児童対策事業が峰延、西美唄、そして茶志内と全ての小学校区に拡大をしたわけでございます。一番多い東小学校区のこの児童対策事業に関しまして、かかる経費は1,223万円でありまして、そして、今回対象にした峰延、西美唄、そして茶志内につきましては、対象児童は非常に少ないわけでございます。30人余りでございますが、かかる経費は1,275万円でありまして、このように子育てはコストではない、こういう理念がこの施策に反映されてると思います。美唄市全体がこの施策によりまして、政策として、教育行政の政策として、そして打ち出した、この事は非常に評価に値するものだというふうに考えている訳でございます。

さて、具体的な事業はその程度にいたしまして、私は3点程度、今後の予算執行に当たりまして若干のご意見を申し上げたいと思っております。先程来からありますように、予期せぬ大災害が東日本周辺沿岸地域を襲ったわけでありまして、私は予算委員会において、市長職務代理にも申し上げましたけれども、今後、

日本の経済がどうなるのか、そして、地方財政対策がどのようになるのか予断を許さないわけであります。あまり大げさに考えなくていいという方もおいでになります。今朝ほど中央に情報を確認をいたしました。地方交付税の扱いに関しましても、当面、そう心配することではないだろうという、そういうお話をする方もいました。しかし一方、今後の展開次第では大幅な地方財政対策が変更になり、予算の組み替えも出てくる可能性も否定はできない。これは、予算委員会において申し上げたことと基本的に同じでございますけれども、改めて事業の優先順位を厳選されて、そして、どんな状況にも対応できるような準備を怠らないようお願いをしたいと思います。昨日の日経では阪神・淡路と今回の災害におけるインフラ等に係る被害額、これらの比較が出ておりました。阪神・淡路に関しましては9兆9,000億、そして今回は専門家の試算によりますと、最大20兆円の被害が想定をされる。新たな基盤整備等の支出が必要だという、そういう論評もございました。空前絶後の新たな財政需要でございまして、これらに関する影響がどのように出てくるのか、非常に経験をしたことがないわけでございます、そんな意味で、ぜひとも準備を怠らないようお願いをしたいと思いますということが意見の1つであります。

2つ目は、グループ制の導入に関してご質疑申し上げましたけれども、市の組織機構のありようと、そして、市政運営の4つの主体のかかわり方について、改めて私の考えを申し上げたいと思います。この4月からグループ制が導入をされようとしています。既に数

年間の準備期間を踏まえて、そして満を持したグループ制の導入だろうというふうに理解をしたいたわけでございますが、少なくとも全庁的にその体制が整っているとは言いがたい状況を認識をしています。職員が一丸となって新たな組織体制で市民のための行政を遂行しようと、こういった意気込みは私の目からは見えません。少なくとも上から目線での取り組みという、そういう印象があるわけであります。進みながら考えようと、走りながら調整していけばいいと、こういう発想があるような気がしてならないわけであります。組織はスリム化とフラット化と言われます。そして、組織は組織の上に立つ側が率先垂範をして、範を示すことによって組織が締まるとも言われています。それから、しかるべき職員の体制が業務に応じてなされているのか、業務量の把握がどれまでなされているのか、正規職と非正規の職員の仕事の中身とバランスがとれているのか、今すぐ解決できない問題でもすべての課題をテーブルに上げて徹底した議論を重ねた上で、大規模な組織改革は行うべきだと、このことを主張申し上げました。しかし、強行されるようであります。非常に心配をしています。私は、市政運営の4つの主体であります市民の皆さん、そして議会、首長、最後に職員であります、役所が変わる、職員が生き生きとした、その地域ほど地域が生き生きとしていくというふうに私は考えています。職員の声を引き出す努力がリーダーとして必要だというふうに思うわけであります。ぜひとも、このことを踏まえた新しい組織改編であってほしいと心から願うものであります。

意見の最後でございますが、市政の停滞を心配をしています。極めて異例な市長職務代理人、この間、2回市長の職務代理という形で議会が開催をされております。さらに一般質問、そして予算委員会の質疑でも果たして適時的確な判断が行われているのかという、私は疑念が払拭されないこの議会でございます。本会議初日の市長臨時職務代理人、職務代理人を置くというその報告に対して、質疑を申し上げましたことと重複をいたしますが、市長が事故があると、この状況は極めて限定をされたものでありまして、少なくともこの期間中健康が回復をされる状況であれば、最後のこの場面、私は出て欲しかったという気がするわけでありまして、非常に残念であります。あわせて、この状況下で今のご容態がどうかというのはよくわかりませんが、この異例、異常な状況というのは、市民にとって極めて不幸であると断言せざるを得ないわけでありまして、自ら出处進退ご判断なさるべき時期が来ているんじゃないか。そのために側近含めて身近な方がアドバイスをし、そしてご本人が賢明な判断を下す必要があるかと、このように私は思う次第でございます。市長の職務は極めて激務であります。健康を早く回復してほしいというのは人一倍でありますけれども、この状況が継続をすることは市民にとって極めて不幸だと、このように言わざるを得ないわけでありまして。

最後になりますが、この平成23年度予算159億8,500万円、総額283億6,380万円の大宗を占める一般会計の予算であります。さまざまな制約の中でしっかりと議論をして積み上げたこの予算、ぜひとも皆

さん方の絶大な賛意を得まして成立させていただきましますように心からお願いを申し上げます。賛成討論に代える次第でございます。

ご清聴ありがとうございました。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第8号平成23年度美唄市一般会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第9号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号平成23年度美唄市民バス会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第10号について質疑を行います。

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第10号平成23年度美唄市国民健康保険会計予算に対しまして、討論に参加いたします。最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

政府は一昨年、日本の相対的貧困率を初めて発表し、1997年度以降最悪になったことを明らかにしました。その原因は雇用破壊による非正規労働者の低賃金などの問題に加え、所得の再配分においても税と社会保障がその役割を果たしていないことが大きな原因になっていることでもあります。そして、1年を経過して、その傾向がますますあらわになっています。本来、税や社会保障には貧困の格差をなくし、貧困率を引き下げる役割があるにもかかわらず、日本ではそれらが発揮されていないのが現状です。自公政権のもとで、長年にわたって続けられてきた社会保障費を毎年2,200億円も削減してきたことなども、こうした事態を生み出している大きな原因であります。民主党の鳩山前首相は国会の答弁で、「税と社会保障がむしろ貧困率を高くしている事実は認めなければならない。」と答えています。国民の重たい負担を担っている社会保障の典型が、国民健康保険です。また、鳩山前首相は国会での答弁で、「所得300万円の方がその1割以上の国保税を払わなければならないのは、率直に申し上げて相当高

い。」と答弁しています。

本市においては、平成22年8月末で国保税の滞納世帯が986世帯で、そのうち短期保険証の発行世帯は325世帯、資格証発行世帯は108世帯となっています。

歴代自民政権が1984年の国保法改革を初めとして国保への国庫支出金を削減し続け、各自治体の国保会計を深刻な状況に追い込みました。年金生活者や失業者などが加入者の過半数を占める国保はもともと手厚い国庫負担なしには成り立たない医療制度です。ところが、1984年から2006年の間に市町村国保の総収入を占める国庫支出金の割合は49.8%から27.1%と約半分になっています。高い保険税の最大の原因が、国庫支出金の削減にあります。国保税を誰もが払える水準に引き下げ、安心できる医療制度にするには、国庫負担を元に戻すことが必要です。こうした厳しい国保会計の中であっても、市民生活を守るために一般会計からの法定外の繰り入れをしている自治体も数多くあります。道内34の市の中で法定外の繰り入れを行っているのは26市で、行っていないのは美唄市を含め8市です。札幌市では、1人当たり2万5,065円、財政的にかなり厳しい赤平市でも1人当たり7万3,059円の繰り入れをしています。市民生活を守り、国保税をきちっと払って安心して医療を受けるために法定外の繰り入れで1世帯1万円の国保税の引き下げは可能であります。本会計の歳入歳出の総額は38億5,665万3,000円で、前年比で2億3,836万8,000円の増となっていますが、本会計予算については数字的なものではなく、この予算

を執行することは結果として国民に大きな負担を押しつけている国保の仕組みを市民にも押しつけるものになるものであります。市長職務代理者は市民の命と健康を守り、安心して生活のできるよう国庫支出金を元に戻すことや、収納率低下によるペナルティーをなくすることも含め、社会保障制度の抜本的な改善に向けて国に対し強く働きかけることを期待しまして、討論を終わります。

議長内馬場克康君 3番、五十嵐聡議員。

3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました議案第10号平成23年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして、討論に参加させていただきます。私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民皆保険の中核をなす国民健康保険制度は、時代の経過とともに無職の方、非正規雇用者などの低所得者や高齢者の割合が高いなど、構造的問題を抱えております。美唄市においても医療費が年々増加する中、経済雇用情勢の悪化と景気低迷などにより、保険税収が伸び悩み、保険財政運営は極めて厳しい状況に置かれております。このような中、本市の平成23年度国民健康保険会計予算は、総額38億5,665万3,000円で、前年比6.6%の増となっております。その内容は、被保険者の高齢化や高度医療化による診療費用の増加を見込み、保険給付費の伸びを的確に反映し、また、これに対する財源として、国庫支出金の増を見込んでいるところであります。市民の3人に1人が加入する国保において、安心した医療を受けるために、健全な事業運営が望まれますが、現在、保有し

ている支払準備基金にも取り崩しが続き、いよいよ底をつく事態となってまいりました。国保財政の安定的な運営を目指すためには、税率改定は避けては通れないと理解はするものの、低所得者、年金受給者を多く抱える中、税の負担増には市民の理解が得られるよう説明責任を果たしていただきたいと思っております。現在、国民健康保険は、医療制度の改革議論においても広域化や財政の安定化の推進を目指しているところであり、今後の動きを注視していかなくてはなりません。さまざまな情報を把握しながら、持続可能な国民健康保険の運営をされることをご期待を申し上げ、私の討論を終わります。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第10号平成23年度美唄市国民健康保険会計予算は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第11号ないし議案第17号の以上7件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号平成23年度美唄市下水道会計予算ないし議案第17号平成23年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上7件は、委員長報告のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第34号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君(登壇)ただいま上程されました議案第34号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第8号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出の予算総額に、それぞれ500万円を増額補正し、補正後の予算総額を168億2,991万8,000円としようとするものであります。補正内容について、歳出から申し上げますと、総務費に、去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災地へのお見舞金として500万円を計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を増額補正し、財源対応いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 これより議案第34号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第4、議案第31号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君(登壇)ただいま上程されました議案第31号財政調整基金の一部積立て停止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成22年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 これより議案第31号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号財政調整基金の一部積立停止の件は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第5、議案第32号美唄市議会委員会条例の一部改正の件及び日程の第6、議案第33号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件の以上2件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

11番、土井敏興議員。

11番土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第32号美唄市議会委員会条例の一部改正の件であります。

本件は、本市議会の議員定数が次期選挙から14人に減員となることから、各常任委員会の委員定数をそれぞれ8人から7人に改めるため必要な改正を行うものであります。

次に、議案第33号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、本市の依然として厳しい財政状況を勘案し、現在実施している期末手当の独自削減措置を平成23年度においても継続実施するため必要な改正を行うほか、条例の整備

に関し必要な改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 これより議案第32号及び議案第33号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号美唄市議会委員会条例の一部改正の件及び議案第33号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件の以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第7、意見書案第1号、交通運輸行政の安全の充実を求める意見書ないし日程の第9、意見書案第3号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の以上3件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

1番、吉岡文子議員。

1番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第1号ないし意見書案第3号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

交通運輸行政の安全の充実を求める意見書

現代社会における住民の暮らしにとって、交通運輸行政が果たす役割は極めて重大となっており、安全な移動は国民の基本的人権の一つであることから、その充実が強く求められています。

しかし、昨年10月、旭川空港付近の上空で着陸しようとした航空機が、管制官の誤誘導により、地表との距離が約220メートルにまで異常接近するという事態が発生しました。

運輸安全委員会はパイロットが回避しなければ20～30秒後に地表に衝突していた可能性があったことを明らかにしました。今回、重大事故は回避されたものの、特に広大な地域での広域移動を必要とする道民の間には不安が生じています。

よって、国においては、基本的人権である安全な移動の権利を保障するために、航空、鉄道、船舶、自動車等を対象とする交通運輸行政の安全を充実させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月18日

北海道美唄市議会

生活保護行政の改善を求める意見書

雇用情勢の深刻化にともなう「年越し派遣村」などの活動を契機に、生活保護の適用が全国に広がるなど、生活保護行政をめぐる情勢は大きく変化してきています。それに伴い、生活保護の申請数は大幅に増加し、どの自治体でも業務が増大しています。

各市においては国の配置基準さえ下回るケースワーカー人数の自治体が大多数であり、

援助や困難な世帯が増加しているにもかかわらず、就労支援や訪問調査などに十分な時間が取れなくなっています。

また、申請者および受給者の増大に伴い、生活保護費などの地方自治体の財政負担も増大し、老齢加算の復活も切実になっています。生活保護制度は憲法25条に基づく国民の生存権を保障するものであり、健康で文化的な生活をする権利を実現することは国の責任です。

よって、国におかれては、次の措置を講ぜられるよう強く要望します。

記

- 1、被保護世帯に対するケースワーカー配置基準数「80対1」を「60対1」とし、地方自治体に増員を促すこと。
- 2、国の生活保護費負担割合を「4分の3」から、人件費も含む全額国庫負担とし、交付税の抑制は行わないこと。
- 3、老齢加算の復活を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月18日

北海道美唄市議会

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

今日、高齢化が一層進展していくなかで、介護・生活上の様々な困難をかかえ、社会的支援を必要とする高齢者がさらに増えています。「安心して老後を送りたい」はすべての高齢者・国民の願いです。また、老老介護、高齢者虐待などの背後には、介護を家庭内にかかえこんでいること、介護者支援策が欠落・

不備のため介護者の孤立化が進んでいることがあります。「介護保険10年」という節目にふさわしく、高齢者・国民の願いにかなう抜本的な改革を行うことが求められています。

厚生労働省は、2010年10月の介護保険部会（社会保障制度審議会）で、介護保険見直しに向けた検討項目を示しました。その中で、軽度者の利用料引き上げや生活援助の縮小、ケアプラン作成に対する利用者負担の導入、補足給付の要件の引き上げ、40歳未満からの保険料徴収などが論点として列挙されています。これは「財政の論理」を優先させた「負担増・給付抑制」という方向であって、利用者や家族の現状を無視したものと言わざるを得ません。

よって政府は、下記の項目について抜本的な改善・見直しを行うよう強く求めます。

記

- 1、介護保険の負担増をやめ、国庫負担を抜本的に引き上げること。
- 2、ケアプラン作成に利用者負担の導入はしないこと。
- 3、軽度者の利用負担を引き上げないこと。
- 4、食費や居住費を軽減する補足給付は公費負担で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第1号ないし意見書案第3号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第1号交通運輸行政の安全の充実を求める意見書ないし意見書案第3号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書の以上3件は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

議長内馬場克康君 この場合、市長職務代理者副市長より、発言を求められておりますので、これを許します。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月1日から開会いたしました平成23年第1回市議会定例会におきましては、桜井市長が体調を崩され、私がおその職務を代理することとなり、議員の皆様にはこの間、ご理解、ご協力をいただき、また、本会議及び各委員会を通じて、慎重なご審議を賜りましたことを心より深く感謝申し上げます。

会期中の去る3月11日に発生した平成23年東北地方・太平洋沖地震では東北地方を中心にかつてない未曾有の被害が発生いたしました。被災された皆さんにお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の

ご冥福を心からお祈り申し上げます。現在も自衛隊を初め、警察、消防、海上保安庁などにより、行方不明の方々の懸命の捜索が続いております。また、避難生活を余儀なくされている被災者の方々は極めて深刻な不安を抱えておられることが連日報道を通じて伝えられております。本市といたしましては、北海道や全国市長会と調整を図りながら、被災地の皆様、被災地に対しまして可能な限り支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、議員の皆様には先程、平成23年度各会計予算などの各案件並びに追加の補正予算を議決いただき、誠にありがとうございました。議員の皆様は任期もあとわずかとなりました。この4年の在任中、市政の進展のため各般にわたり日々ご尽力を賜りましたことに対しまして、市民を代表いたしまして、心からねぎらいを申し上げますとともに、深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

振り返りますと、平成19年の統一地方選挙を経て、議員の皆様が当選後間もなくでございました。奥山裕章議員がご逝去されました。ここに生前を偲び心からご冥福を申し上げます。誠にありがとうございます。

現在、本市では少子高齢化の進展とともに、人口の減少、さらには地域経済、雇用の問題など地域にとって大変厳しい状況にあり、これまで経験したことの無い大きな時代の変化に次々に直面するという試練の時代を迎えております。こうした中、地域振興策はもとより、財政健全化、地域医療、さらには第6期総合計画など、これまで議員の皆様にはさまざまなご議論をいただきながら、山積する課題に対しましてご尽力を賜りましたことを重

ねて厚くお礼を申し上げます。

今期限りでご勇退される方、また、立起を予定されている皆様におかれましても、どうか今後とも本市発展のため、より一層のお力添えをいただきますよう心からお願い申し上げますとともに、健康には十分留意され、ますますご活躍されることをご祈念申し上げます。誠にありがとうございます。

議長内馬場克康君 それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたびの東北地方・太平洋沖地震、長野県北部を震源とする地震において被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧と皆様方のご健康を心よりお祈り申し上げます。

さて、去る3月1日に開会されました今期定例会は、各議員におかれましては、時節柄何かとご多忙にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日ここに平成23年度予算を初め、各案件の成立を見ましたことを、議長として厚くお礼を申し上げます。また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねてお礼を申し上げます。議場において皆さん方と一堂に会するのは特に緊急の案件がない限り、本日をもって最後になるものと思います。

顧みまして4年の歳月が経過いたそうとしております。この間、アルテピアッツァ美唄に体験工房と喫茶室ができたほか、一般廃棄物最終処分場「エコの丘びばい」やまちなか交流広場、ふれあいサロンが供用開始され、またアンテナショップがオープンするなど、

本市のまちづくりが着実に整備されてきております。一方で、ハローワーク美唄の統合や高校の統合問題、専修大学北海道短期大学の学生募集停止など、まちの将来にかかわる諸問題も多くございました。近年、地方分権の時代にあつて、地方行政はますます厳しい情勢が続いており、本市においても市立美唄病院の不良債務等により財政状況は非常に厳しく、平成20年度より市民の皆様のご負担や職員等の給与削減などによる財政健全化計画をスタートさせ、今日に至っているところであります。

議会においても今任期中に同僚の奥山裕章議員が志半ばにしてご逝去されましたことは、誠に残念なことであります。

また、浅学非才な私が議長として円滑な市議会の運営に精進してきたつもりであります。何分にも力及ばず、皆様方のご期待に十分沿い得なかったことを誠に申し訳なく存じておりますが、幸いにいたしまして、副議長を初め、議員各位の格別なるご理解とご協力をいただき、また市長を初め、理事者各位の特段のご努力により、本日まで大過なくその職務を果たし得ましたことは誠に感慨深く、心から感謝を申し上げる次第であります。

本定例会後はいよいよ統一地方選挙に向けて、多くの議員が再選を目指し、多忙な時期を迎えます。議員定数が2名減となり、厳しい選挙戦となることが予想されますが、どうかくれぐれもご自愛の上奮闘され、所期の目的を達成し、今後の美唄市発展のためにご活躍くださいますようお願い申し上げます。

また、このたび勇退される議員におかれま

しては、長年にわたりご活躍をいただき、誠にありがとうございました。勇退後も市政発展のためご尽力を賜りますようお願いをいたしたいと思います。

昨年は、市制施行60年の記念すべき年でありました。また、本年は第6期の美唄市総合計画のスタートの年でもありますので、理事者におかれましても、活力あるまちづくりに向けて、さらに創意工夫を重ね、市民の皆様のご期待にこたえられるよう、市政執行にご精進くださいますよう、また病氣療養中の桜井市長におかれましては1日でも早く回復され職務に復帰されますことを心からご祈念申し上げます。

甚だ簡単粗辞であります。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長内馬場克康君 これをもって、平成23年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

正午12時29分 閉会

